

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 「通所介護相当サービス事業」及び「元気回復デイサービス事業」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人丹南厚生会（以下「事業者」という。）が運営するやすらぎ園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業「通所介護相当サービス事業」及び「元気回復デイサービス事業」（以下「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（通所型サービスの運営方針）

第2条 事業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

2 通所型サービスを実施するにあたり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）へ報告するものとする。

3 通所型サービスの実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）、医療機関及び篠山市等と連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者本人ができることは利用者本人が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 前項のほか、丹波篠山市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 通所型サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 特別養護老人ホームやすらぎ園
- （2） 所在地 兵庫県丹波篠山市味間奥字水坂ノ坪 833 番地 3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1 名

事業所における従事者の管理、通所型サービスの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

介護予防ケアプランに基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

(3) 看護職員 1名

利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 2名以上

通所型サービスの提供を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時15分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第6条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 18人(通所介護利用者含む)

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は、機能訓練、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は送迎とし、通所型サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、個別計画を作成する。

(2) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者とコミュニケーションを図り、又はその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

(3) 事業者は、自ら提供する通所型サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 事業者は、通所型サービスの提供にあたって、介護技術の進歩に合わせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(利用料その他費用の額)

第8条 利用料は丹波篠山市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費
- (2) 入浴代 実費
- (3) 通所型サービスで提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、丹波篠山市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 事業所内において政治活動又は宗教活動を行わない。
- (2) 事業所に危険物を持ち込まない。
- (3) 所持金その他貴重品は原則持ち込めない。万一家庭事情等によりやむを得ず持ち込んだ場合は利用者自らが管理する。

(衛生管理)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応)

第12条 従業者は、通所型サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）及び丹波篠山市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
- 3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した通所型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により丹波篠山市及び国民健康保険団体連合会（以下「丹波篠山市

等」という。)が行う調査に協力するとともに、丹波篠山市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、丹波篠山市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記するものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(虐待防止)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、丹波篠山市に通報するものとする。

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 個別計画(作成が必要な場合)

(2) 提供したサービス内容等の記録

(3) 利用者に関する丹波篠山市への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和4年11月28日から施行する。